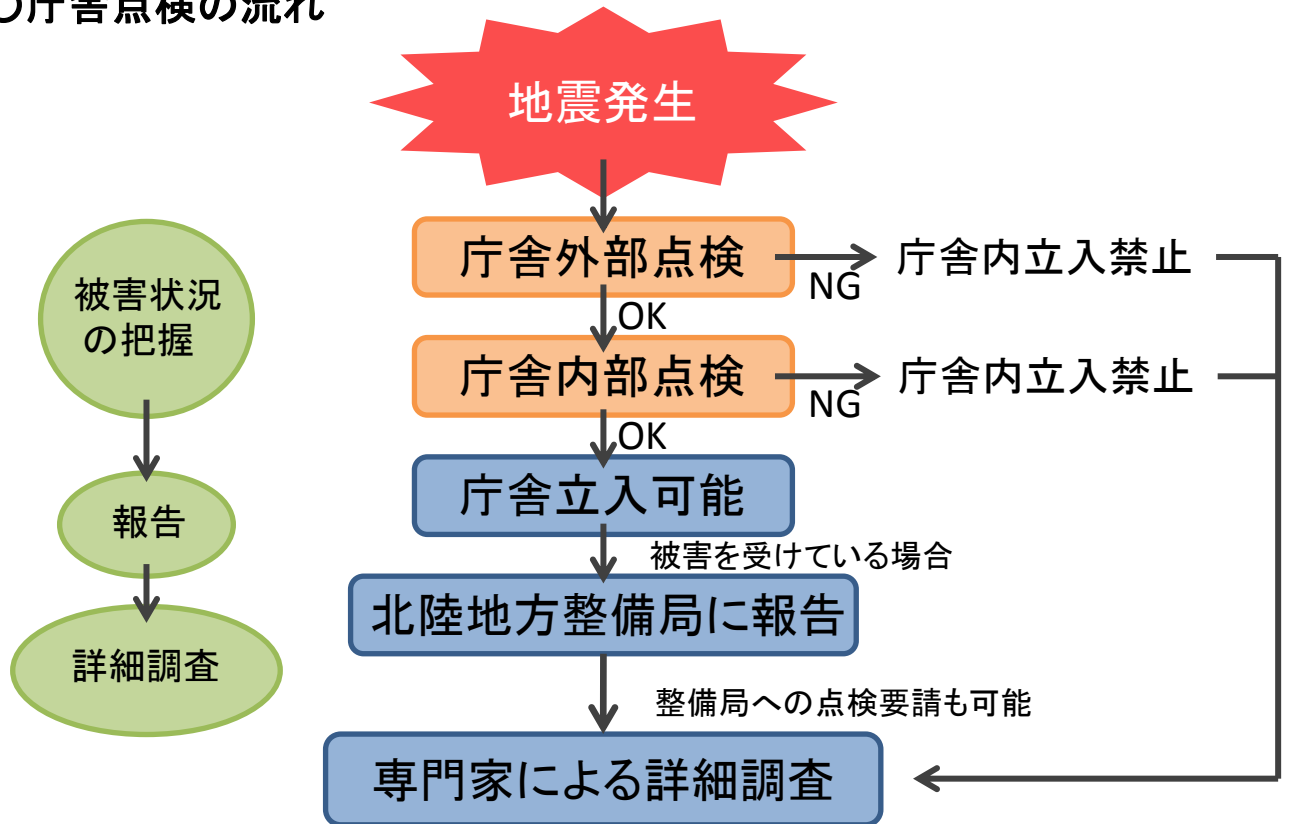


庁舎入室点検マニュアル

庁舎入室マニュアルは地震が発生した直後、庁舎管理者が建物の被害状況を把握するために、庁舎に一時的に入ることができるかを判断することを目的としており、庁舎使用の可否を判断するものではありません。建物が被害を受けている場合は、別途専門家による詳細な判断が必要となります。庁舎管理者は有事に備え、このマニュアルを印刷して手元に保管してください。

○庁舎点検の流れ



点検に際しての注意 (普段からヘルメット等を玄関付近に置くようにしてください)

- ・点検の際は必ずヘルメットを着用し、落下物には十分注意してください
- ・庁舎内部点検時は常に避難通路を確保してください(扉は開放しておく等)

○**震度5強以上の場合**は「官庁施設被災情報伝達要領」に基づき、**北陸地方整備局に報告をお願いします** (震度5弱以下でも被害があればお知らせください)

新潟県、富山県、石川県内のブロック官署からの報告先	
計画課	TEL:025-280-8705(直通) FAX:025-280-6504
新潟県内のブロック官署以外の官署からの報告先	
保全指導・監督室	TEL:025-280-8709(直通) FAX:025-280-8714
富山県、石川県内のブロック官署以外の官署からの報告先	
金沢営繕事務所	TEL:076-263-4585(直通) FAX:076-231-6369

庁舎点検チェックリスト

年 月 日 時 分 点検者氏名:

▽庁舎へ入る前に

〔1〕目視等による外観把握(一見して危険か)

点検項目	チェック	判定
①建物の傾斜・崩壊		
建物全体の傾斜はないか  建物の傾斜	<input type="checkbox"/> ある	危険
	<input type="checkbox"/> ない	OK
建物の一部崩壊・傾倒・落下はないか	<input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない	危険 OK
②建物骨組の激しい損傷		
ずれ、空隙による支持力のない柱はないか	<input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない	危険 OK
多数の柱・壁に、大きなひび割れ、コンクリートの剥落、鉄筋の露出はないか  支持力のない柱  コンクリートが剥落し、鉄筋が露出した柱	<input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない	危険 OK
壁のX字ひび割れにより向こう側が透けている部分はないか  壁のX字ひび割れ	<input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない	危険 OK
③隣接建物や鉄塔の庁舎への傾倒はないか		
	<input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない	危険 OK
④地盤の崩壊、大きな陥没・隆起はないか		
  地盤の崩壊	<input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない	危険 OK
⑤火災は発生していないか		
	<input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない	危険 OK
⑥煙は出ていないか		
	<input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない	危険 OK
⑦ガス漏れの臭い、危険物の漏れはないか		
	<input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない	危険 OK
⑧外壁などの落下物、ほか危険を感じる要素はないか		
 外壁タイルの剥落  窓ガラスの破損・落下	<input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない	危険 OK

庁舎へ入ることは可能か

危険あり

立入禁止

全てOK

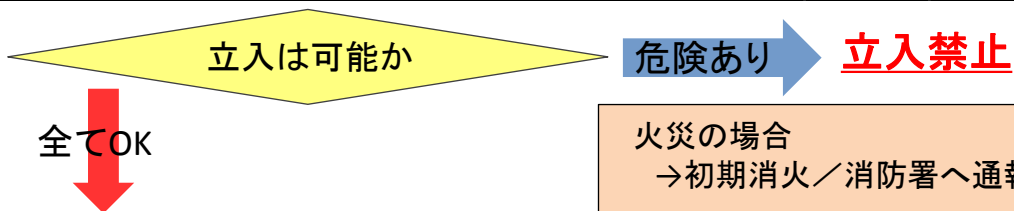
次の手順へ

例えば火災の場合
→消防署へ通報

▽入口から入って (落下物に注意、扉を開ける等により避難経路を確保)

[2] 鍵で扉を開け、庁舎内へ入室

点検項目	チェック	判定
①火災は発生していないか	<input type="checkbox"/> ある	危険
	<input type="checkbox"/> ない	OK
②煙は出していないか	<input type="checkbox"/> ある	危険
	<input type="checkbox"/> ない	OK
③ガス漏れの臭いはないか	<input type="checkbox"/> ある	危険
	<input type="checkbox"/> ない	OK
④落下物、ほか危険を感じる要素はないか	<input type="checkbox"/> ある	危険
	<input type="checkbox"/> ない	OK

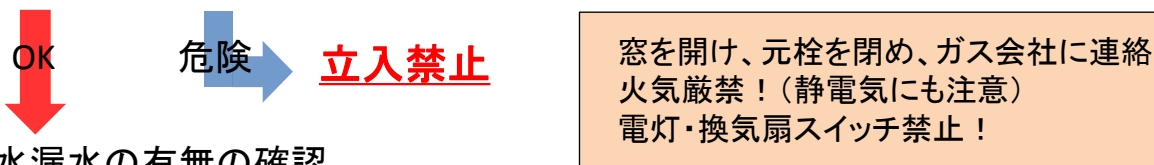


▽電灯をつける前に

(火花で引火の可能性あり、電灯・換気扇のスイッチON.OFFは、必ずガス漏れの確認後)

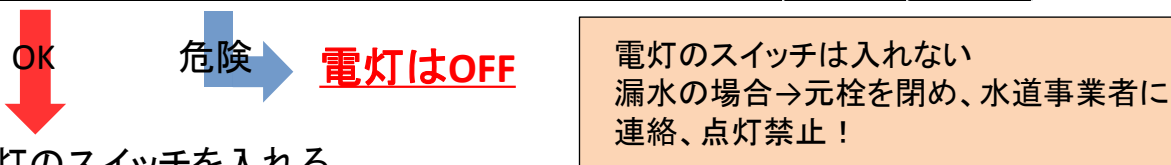
[3] ガス漏れの有無を確認

点検項目	チェック	判定
①ガス漏れの臭いはないか	<input type="checkbox"/> ある	危険
	<input type="checkbox"/> ない	OK

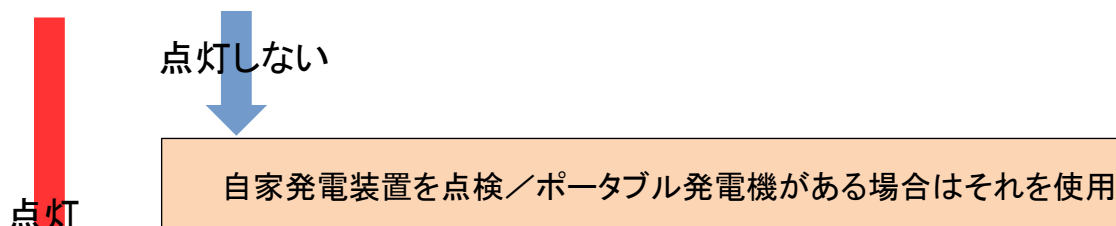


[4] 浸水漏水の有無の確認

点検項目	チェック	判定
①電気系統への浸水・漏水はないか	<input type="checkbox"/> ある	危険
	<input type="checkbox"/> ない	OK



[5] 電灯のスイッチを入れる



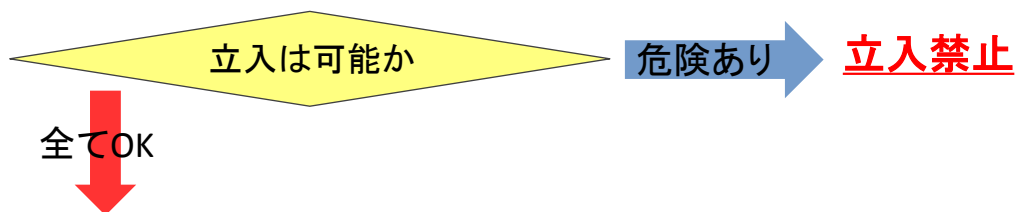
点検項目	チェック
①自家発電装置に異常はないか	<input type="checkbox"/> ある
	<input type="checkbox"/> ない
異音や異臭がする、または設備機器が転倒・破損したり、落ちかかったりしている	<input type="checkbox"/> ある
	<input type="checkbox"/> ない

次の手順へ

※上記いずれかに該当する場合、専門業者に点検を依頼する

▽電灯がついたら （可能であれば電灯がつかない場合も行う）

点検項目	チェック	判定
①床の傾斜		
歩いてわかる、または壁面の家具との隙間から一見して判断できる床の傾斜はないか	<input type="checkbox"/> ある	危険
	<input type="checkbox"/> ない	OK
②建物骨組みの激しい損傷		
主筋の破壊、ゆがみにより支持力を喪失した柱はないか	<input type="checkbox"/> ある	危険
	<input type="checkbox"/> ない	OK
幅2mmを超えるX字のひび割れのある柱はないか	<input type="checkbox"/> ある	危険
	<input type="checkbox"/> ない	OK
多数の柱・壁に、大きなひび割れ、コンクリート剥落、鉄筋の露出はないか  壁のひび割れ	<input type="checkbox"/> ある	危険
	<input type="checkbox"/> ない	OK
壁のX字ひび割れにより向こう側が透けている部分はないか	<input type="checkbox"/> ある	危険
	<input type="checkbox"/> ない	OK
③天井の破損・落下		
天井仕上げ材がはがれ、床に落下していないか  天井の破損	<input type="checkbox"/> ある	危険
	<input type="checkbox"/> ない	OK
アスベスト未除去の建物で、天井の損傷がある	<input type="checkbox"/> ある	危険
	<input type="checkbox"/> ない	OK
④落下物、ほか危険を感じる要素はないか	<input type="checkbox"/> ある	危険
	<input type="checkbox"/> ない	OK



▽初動対応開始 （各官署の災害対応マニュアルに基づく活動）

[6]テレビ・ラジオ等のスイッチを入れ、地震情報を得る



[7]NTT回線等の通信の動作を確認する



[8]庁舎の被災状況の把握

伝達要領(様式2, 3)

危険あり → **立入禁止**

※被災情報伝達要領に基づき、北陸地方整備局に報告

〔留意事項〕

○地震初動時の庁舎入室手順は、時間外に大規模地震が発生して初期参集した職員が、緊急点検や災害対策活動のために庁舎に入室するまでに行う安全性に関わる確認のポイントを示したものです。

○入室手順での「OK」チェックは、危険がないことを示すものではなく、危険が見つかっていないことを示すものです。庁舎に入室する際は、余震の発生も考えられますので、安全を確保した上で行動して下さい。

* 進入防止ロープ、コーン、立看板等の立入禁止措置に用いる道具類及びヘルメット、懐中電灯は、所定の場所に常備し、地震発生後庁舎に入室する際に使用できるようにしておくことをお勧めします。

**「一見して危険と判断される場合には、
絶対に、庁舎に入室しないでください」**

本資料は、「地震時初動マニュアル」平成22年1月 北陸地方整備局の第6章「6-2庁舎の状況把握」の記述の内容に、「参考業務継続のための官庁施設の機能確保に関する指針」平成22年3月 大臣官房官庁営繕部設備・環境課、「災害時行動マニュアル」平成21年度 北陸地方整備局、「庁舎緊急点検マニュアル」平成17年11月 北陸地方整備局営繕部、等を参考に、被災建築物応急危険度判定調査表（鉄筋及び鉄骨鉄筋コンクリート造建築物等）、講習会テキスト等を参照し、加筆修正を加えたものである。